

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

第96期定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会で承認可決されました株式併合と単元株式数の変更に関するQ&Aをまとめましたので、ご参考としてください。

Q.1 株式併合のスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成25年9月25日(水)現在の単元株式数(500株)での売買の最終日

平成25年9月26日(木)当社の売買単位が500株から100株に変更されます。

株価に株式併合の効果が反映されます。

平成25年10月1日(火)株式併合の効力発生日

平成25年10月1日(火)単元株式数変更の効力発生日

この日から、併合後の株式売却、単元未満株式の買取り・買増しが可能です。

平成25年12月上旬 端数株式処分代金お受取対象の株主の皆様へは、端数株式処分代金をお送りします。

Q.2 単元株式数の変更と株式併合とは何ですか。

単元株式数とは会社法で定められた株主総会の議決権の単位となる株式数のことで、証券取引所では株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は500株ですが、これを100株に変更するというのが今回の単元株式数の変更です。

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、売買単位を100株に統一すべく、国内上場会社に対して最終的に単元株式数を100株とすることを求めており、まずは、平成26年4月1日までに売買単位を100株と1,000株に集約するために、売買単位が1,000株以外の株式については100株単位へ集約することを決定しております。上場会社である当社はこの決定に対応した単元株式数の変更を行うことにいたしました。

一方で、東京証券取引所は有価証券上場規程第445条において、望ましい投資単位を5万円以上50万円未満と定めておりますが、当社が単元株式数の変更のみを行った場合、当社株式の投資単位はこれを下回ることとなってしまいます。

以上の状況を踏まえて、当社は投資単位を適正な水準にすることを目的として、単元株式数の変更と同時に株式併合を実施することにいたしました。株式の併合とは、発行済みの複数の株式をそれより少ない数の株式に統合する手続きで、今回は現在の単元株主様が有する単元数を維持するため、単元株式数を500株から100株へと1/5にするのに合わせて5株につき1株の割合で併合するものです。

Q.3 優先株式はどうなるのですか。

当社では普通株式と第1回B種優先株式を発行しておりますが、普通株式の単元株式数の変更および株式併合とあわせて優先株式も同じ変更を行います。これは、それぞれの株式を保有する株主様の権利が、今回の単元株式数の変更および株式併合によって変わってしまわないことを意図するものです。

なお、普通株式および第1回B種優先株式の併合(5株につき1株の割合)の効力発生を条件に、第1回B種優先株式の1株当たりの発行価額、償還請求または強制償還の金額(500円)は、併合割合と合わせて5倍(2,500円)とする変更を行います。また、付与されている普通株式への転換請求権については、当初転換価額は転換開始日(平成27年10月1日)の1年前の時価を基準に算出されることになっており、現時点では決定しておりませんが、この当初転換価額には下限値(72円)の定めがあるため、これを5倍(360円)とする調整を行います。

Q.4 今回、単元株式数を1,000株ではなく100株にするのは何故ですか。

国内上場会社は、平成26年4月1日までに単元株式数を100株と1,000株に集約することを求められておりますが、東京証券取引所の有価証券上場規程第427条の2第2項の定めにより、単元株式数を変更する場合、単元株式数を100株とすることとされており、1,000株への移行は認められておりませんので、当社は、かかる定めに従い単元株式数を100株に変更するものです。

Q.5 何故、このタイミングで単元変更と株式併合を行うことにしたのですか。

Q.2でご説明しております通り、上場会社である当社は、全国証券取引所の決定に対応し、平成26年4月1日までに単元株式数を100株に変更する必要があります。また、当社が単元株式数の変更のみを行った場合、当社株式の投資単位が東京証券取引所の定める望ましい投資単位を下回ってしまうため、株式の併合を単元株式数の変更と同時に行う必要がございます。

株式の併合を行うためには株主総会の決議が必要となりますが、定時株主総会の決議によって平成26年4月1日までに株式の併合を終えるためには、平成25年6月27日に開催の第96期定時株主総会での決議が必要となりました。

Q.6 株式併合は、株式の資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、理論上、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるわけではありません。

保有される株式の数は1/5になり、例えば1,000株お持ちの方の株数は200株になりますが、逆に1株当たりの純資産価額は5倍になるからです(また、株価についても理論上は現在の5倍となります)。

Q.7 株主の所有株式数・議決権はどうなるのですか。

株主様の株式併合後の保有株式数は、平成25年9月30日時点の株主名簿に記録された株式数に1/5を乗じた株式数となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成25年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

株主様が開設されている証券会社等の口座が複数にわたる場合は、原則として証券会社等の口座ごとの当社株式数に対して同様の変更が行われます。詳しくは、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

当社では単元株式数の変更に合わせて株式の併合を行うため、保有株式数は減少しますが議決権の数につきましては変わりがございません。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で保有株式数および保有議決権数は下表のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	保有株式数	議決権数	保有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	3,000株	6個	600株	6個	なし
例②	700株	1個	140株	1個	なし
例③	502株	1個	100株	1個	0.4株
例④	123株	なし	24株	なし	0.6株
例⑤	4株	なし	なし	なし	0.8株

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合には、すべての端数株式を当社が一括して処分（売却・買取など）し、それによって得た代金を各株主様の有する端数株式に応じてお支払いいたします。

例⑤のケースのように、株主様の保有株式数によっては、本株式併合の結果すべての保有株式が端数株式となる場合があります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、なにとぞご理解を賜りたいと存じます。

・例①に該当する株主様は特段のお手続きはございません。

・例②に該当する株主様は特段のお手続きはございません。ご希望により単元未満株式の買取り（併合後の40株を当社が買い取る）あるいは買増し（併合後の40株が100株となるように当社の自己株式から60株を買い足して1単元にする）を請求することが可能です。

・例③④⑤の株主様は発生する端数株式相当分を当社が一括して処分し、それによって得た代金を各株主様の有する端数株式相当分に応じてお支払いいたします。なお、株主様は特段のお手続きはございません。

・例③④⑤の株主様は株式併合前に単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

	保有株式数	買取り	買増し
例③	502株	2株を売却	498株を購入
例④	123株	123株を売却	377株を購入
例⑤	4株	4株を売却	496株を購入

具体的なお手続は、お取引の証券会社等（証券会社等に口座を作られていない場合には後記（※）の株主名簿管理人）にお問い合わせください。

なお、いつまでにお手続を行えば端数株式処分を受けずに済むかについては、お手続の内容等により異なりますので、お取引の証券会社等または後記（※）の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q.8 最低投資金額への影響はありますか。

株式併合前の株価が150円だった場合を例にとります。株式併合後の1単元当たりの株価は、理論的には5株を1株に併合すると次のとおりとなりますので、併合の前後で最低投資金額や最低売却金額への影響はありません。

株式併合前 150円/株 × 500株 = 75,000円

株式併合後 750円/株 × 100株 = 75,000円

Q.9 取引の際の株価の刻み幅(呼値単位)は影響を受けますか。

株価変動の刻み幅が実質的により細かくなります。東京証券取引所の上場株式の場合、3,000円以下の株価において呼値単位は1円と定められております。最近の当社株式の株価水準を前提とすると、株式併合により当社株式の株価の動きがなめらかになり、市場におけるより円滑な株価形成が期待できるものと考えております。

例えば、現状の当社株式の株価の刻み幅は、株式併合前の株価が150円だった場合を例にとりますと1円が株価の0.67%に相当します。株式併合後は、この株価水準を前提とすると、1円は株式併合後の株価である750円(併合割合(5株につき1株の割合で併合)を加味した理論上の数値)に対して0.13%となるため、刻み幅が実質的により細かくなります。

Q.10 信用取引への影響はありますか。

株主様と証券会社との相対取引で行われます一般信用取引については、証券会社によりお取扱いが異なります。詳しくはお取引の証券会社等にお問い合わせください。

Q.11 株式の売買停止期間はありますか。

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位である500株でのお取引は平成25年9月25日までとなります。

平成25年9月26日から100株単位でのお取引となり、株価も株式併合の効果が反映されたものとなります。

※株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号(〒100-0005)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120(232)711(通話料無料)

受付時間：午前9時から午後5時まで(土休日を除く)